

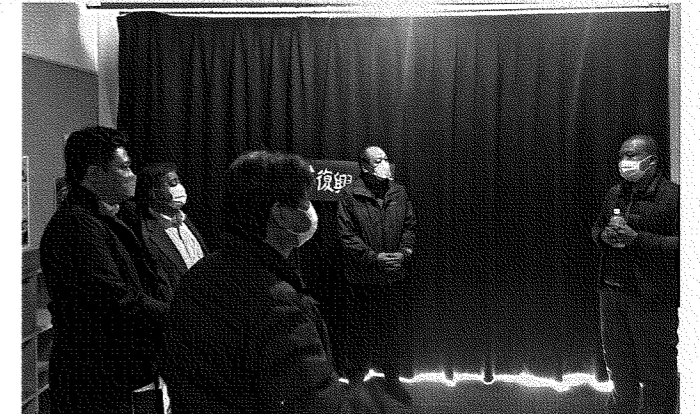
今回の視察での学びを、沖縄県の今後の防災対策に生かしていけたらと考えている。

今回の視察では、東日本大震災で被災した地域を訪問した。

岩手県陸前高田市、宮城県石巻市では、高さのある土地へ住居を移転するなど、住まいの再建を進めていたり、交通、物流などのインフラ整備についても概ね完了しているとのことで、復旧に向け着々と整備が進んでいるようだが、中核産業である水産工業などのハード事業や、ソフト面の事業に対しては、引き続き国の支援が必要な印象を受けた。

また、福島第一原子力発電所においては、2041～2051年頃に廃炉の措置完了を目指しているとのことで、世界に例のない困難な作業を安全かつ着実に進めていけるよう、東京電力が日々向き合っていることを目の当たりにした。

今回の視察をとおして、東日本大震災における災害被害およびこれに伴う原子力発電所の事故の影響の大きさには改めて衝撃を受けた。地域の復興がより進展することと、廃炉作業が一日でも早く完了されていくことを願いつつ、今回の視察での学びを、沖縄県の今後の防災対策に生かしていけたらと考えている。



宮城県女川町にて須田良明町長から説明を受ける



東京電力福島原発の被災状況を受ける



東日本大震災視察事前研修(復興庁)



福島第一原子力発電所



## 経費区分別支出一覧表

経費区分          事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(水道料込)@102,000×9	918,000	全額	918,000
9/7	家賃(水道料込)9月分	102,000	1/2	51,000
10/6	家賃(水道料込)10月分	102,000	1/2	51,000
3/7	家賃(水道料込)3月分	102,000	1/2	51,000
4/15	電気料(4月分)	2,458	全額	2,458
6/16	電気料(6月分)	4,305	全額	4,305
7/9	電気料(5月分)	1,318	全額	1,318
7/20	電気料(7月分)	4,773	全額	4,773
9/10	電気料(8月分)	5,422	全額	5,422
9/28	電気料(9月分)	5,403	1/2	2,701
10/18	電気料(10月分)	12,124	1/2	6,062
11/16	電気料(11月分)	30,694	その他	6,062
12/23	電気料(12月分)	2,798	全額	2,798
2/8	電気料(1月分)	3,338	全額	3,338
3/18	電気料(2月分)	8,961	全額	8,961
3/18	電気料(3月分)	18,369	その他	8,961
<b>事務所費 充当合計</b>		/	/	<b>1,128,159</b>

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

4月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt, No 伴田金庫102  
名前  
NAME 伴田金庫様  
DATE  
日付 R3年 4月 6日

**DAIEI HOUSING**  
**(株)大栄不動産**  
269-2 KIN K  
金武町字金武  
TEL:098-9682499

TOTAL [合計] ¥/02000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 4月分家賃 [ / ~ / ]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL 4月 [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	<b>TOTAL [合計]</b>	<b>102000</b>

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃  
水費

5月分



# RECEIPT 領収書

アパート名 仲田店舗(102)  
Apt. No

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産

名前 仲里全孝様  
NAME

269-2 KIN  
金武町字金

DATE 3年5月7日  
日付

TEL:098-968-2981

TOTAL [合計] ¥/02000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 5月分家賃 [ / ~ / ]	/ 0 0 0 0 0
2	CHARGE [共益費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	
4	AGENCY FEE [手数料]	
5	TAX [消費税]	
6	STAMP DUTY [印紙代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL 5月分 [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	¥/02000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

6月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt. No 仲田店舗102  
名前  
NAME 仲星金孝様  
DATE  
日付 R3年 6月 7日

**DAIEI HOUSING**  
**(株)大栄不動産**  
269-2 KIN  
金武町字金武269-2  
TEL:098-968-2030

TOTAL [合計] ¥102000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 6月分家賃 [ / ~ / ]	100000
2	CHARGE [共益費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	
4	AGENCY FEE [手数料]	
5	TAX [消費税]	
6	STAMP DUTY [印紙代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL 6月 [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

7月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt. No 仲田産舎南102  
名前  
NAME 伴 暎金 様  
DATE  
日付 R3年 7月 7日

**DAIEI HOUSING**  
**(株)大栄不動産**  
269-2 KIN  
金武町字金武269-2  
TEL:098-968-2999

**TOTAL [合計] ¥102000-**

	明 細	金 額
1	RENT FOR 7月分家賃 [ / ~ / ]	100000
2	CHARGE [共益費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	
4	AGENCY FEE [手数料]	
5	TAX [消費税]	
6	STAMP DUTY [印紙代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL 7A [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	<b>TOTAL [合計]</b>	<b>¥102000</b>



RECEIPT  
領収書

アパート名  
Apt, No 伴田店舗102  
名前  
NAME 伴星金孝様

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産

269-2 KIN K  
金武町字金武  
TEL:098-9632199

DATE  
日付 R3年 8月 5日

TOTAL [合計] ¥102000-					
	明 細	金 額			
1	RENT FOR 8月分家賃 [ / ~ / ]	1	0	0	0
2	CHARGE [共 益 費]				
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]				
4	AGENCY FEE [手 数 料]				
5	TAX [消 費 税]				
6	STAMP DUTY [印 紙 代]				
7	[家賃保証代]				
8	FIRE INSURANCE [火災保険]				
9	WATER BILL 8A [水道料金]		2	0	0
10	PARKING BILL [駐車料金]				
11	GAS BILL [ガス料金]				
12					
13					
14					
15					
16					
17					
	TOTAL [合計]	¥	1	0	2



事務所費

充当割合:事務活動, 以外が含まれるので案外

家賃  
水道

9月分



RECEIPT  
領収書

アパート名  
Apt, No 仲田店舗(102)  
名前  
NAME 仲里全孝様  
DATE  
日付 3年 9月 7日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN P  
金武町字金武  
TEL:098-968-2000

TOTAL [合計] ¥ 102000-			
	明 細	金 額	
1	RENT FOR 9月分家賃 [1~1]	100000	
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]	2000	
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	TOTAL [合計]	¥ 102000	

$102,000 \times 1/2 = 51,000$



充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

事務所費

家賃  
水道  
10月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt. No 仲田店舎南102  
名前  
NAME 仲里金孝様  
DATE  
日付 R3年 10月 6日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN  
金武町字金武字69-2  
TEL:098-963-2997

TOTAL [合計] ¥102,000-			
	明 細	金 額	
1	RENT FOR 10月分家賃 [ / ~ / ]	1	00000
2	CHARGE [共益費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]		
4	AGENCY FEE [手数料]		
5	TAX [消費税]		
6	STAMP DUTY [印紙代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL 10月 [水道料金]	2	000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	TOTAL [合計]	7	102000

$$102,000 \times 1/2 = 51,000$$

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道  
// 月分



# RECEIPT 領 収 書

アパート名 仲田店舗(02)  
Apt, No  
名前 仲田 匡孝 様  
NAME  
DATE 3年11月5日  
日付

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN  
金武町字金屋269-2  
TEL:098-968-0999

TOTAL (合計) ¥/02000-			
	明 細	金 額	
1	RENT FOR // 月分家賃 [ / ~ / ]	10	0000
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]	2	000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	TOTAL (合計)	10	2000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

1/2月分



# RECEIPT 領収書

アパート名 烟店街(402)  
Apt, No

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産

名前 仲里金孝様  
NAME

269-2 KIN E  
金武町字金武  
TEL:098-9682098

DATE 3年12月6日  
日付

TOTAL [合計] ¥102000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 12月分家賃 [ / ~ / ]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102000

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

/ 月



# RECEIPT 領収書

アパート名 仲田店舗(102)  
Apt, No

DAIEI HOUSING

名前 仲里 全孝 様  
NAME

(株)大栄不動産

DATE 4年 1月 6日  
日付

269-2 KIN K

金武町字金武生08-2

TEL:098-968-2098

TOTAL [合計] ¥102000-

明 4年 細		金 額	
1	RENT FOR 1月分家賃 [ / ~ / ]	1000	00
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]	2000	
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
TOTAL [合計]		102000	00

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

2月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt, No 仲風屋金庫102  
名前  
NAME 伴里金孝様  
DATE  
日付 R4年 2月 10日

**DAIEI HOUSING**  
**(株)大栄不動産**  
269-2 KIN K  
金武町字金武 260-2  
TEL:098-9632001

TOTAL [合計] 7/02000-					
	明 細	金 額			
1	RENT FOR 2月分家賃 [ / ~ / ]	7	0	0	0
2	CHARGE [共 益 費]				
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]				
4	AGENCY FEE [手 数 料]				
5	TAX [消 費 税]				
6	STAMP DUTY [印 紙 代]				
7	[家賃保証代]				
8	FIRE INSURANCE [火災保険]				
9	WATER BILL <u>2A</u> [水道料金]		2	0	0
10	PARKING BILL [駐車料金]				
11	GAS BILL [ガス料金]				
12					
13					
14					
15					
16					
17					
	<b>TOTAL [合計]</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>

充当割合:政務活動:以外が含まれるので案分



RECEIPT  
領 収 書

アパート名  
Apt. No 仲屋金角102  
名前  
NAME 仲屋全孝様  
DATE  
日付 R4年 3月 7日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN E  
金武町字金 269-2  
TEL:098-9 27399

TOTAL [合計] ¥102000-			
明	細	金	額
1	RENT FOR 3月分家賃 [ / ~ / ]	1	00000
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL 3月 [水道料金]	2	000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
TOTAL [合計]		¥	102000

$102,000 \times 1/2 = 51,000$

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費  
電気料

4月分

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲里店番 102

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	2000	
42509 1 1 4	400 4164	従量電灯

供給地点特定番号:10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	99 kWh	令和 3年 4月分	ご利用期間 3月10日~ 4月9日 お支払期日 5月10日 *支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	--------	--------------	---

今月検針日 4月10日	前月検針日 5月12日	今月検針日 4月10日	前月検針日 5月12日
今回指示数	前回(前付)指示数	乗率	使用量
668.1	569.6	1	99.268030
計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)	前月
		前年同月	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	2,458 円 (再掲 295 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh -28円41銭 -24円31銭	+29円80銭 +33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき) -2円84銭 -2円43銭	+2円96銭 +3円36銭

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

\*本票により集金員が収納することはありません。

切り取りに金庫破損、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年 4月分

領収金額	2,458 円
料金	2,163 円
再エネ賦課金	295 円

【再掲】  
消費税等相当額 223 円  
燃料費調整額 -281.17 円

ご使用量 99 kWh

\*金額を消正したおの 受領印のないものは  
無効となります。(A ご依頼人控)

支払(印)	5月10日	11 附 印
金庫破損 取扱い期限	5月20日	
コンビニ等 取扱期限	5月30日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄



〒904-1201



・配達不可の際は調査不要  
・不在届提出の際は留電不可

金武町字金武667  
仲田店舗 102

○ 仲里 全孝 様



**重要**

※電気のご使用に関するお知らせです。  
至急ご開封ください。  
(Notification of electricity usage. Please open immediately.)

社用コード  
(00072)



沖縄電力株式会社

※お問い合わせ先

販売企画部 料金センター

〒901-2602 浦添市牧港五丁目2-1

電話:0570-036-300 (コールセンター)

(一部IP電話から) 098-993-7777

営業時間:月~金 8:30~17:00

(祝日、慰霊の日、旧盆(旧暦7/15)、振替休日、年末年始(12/29~1/3)を除く)

42509- 1-1-4

1467

大切なお知らせですので、矢印部分をゆっくりおはがしのうえ、必ず内容をご確認ください。なお、雨などで濡れている場合は、十分乾燥させてからおはがしてください。

お客さま領収証

お振込人	
仲里 全孝 様	
電気番号 (Customer Number)	契約種別
42509- 1-1-4 20	
料金年月(Month of Issue)	
R 3年 5月分	
振込金額(消費税)	
¥ 1,318(¥ 119)	
専用連絡先	
0570-036-300	

【電気料金振込受領証】

上記お振込金額を受領いたしました。  
被振込人 沖縄電力株式会社

下記の期日まではコンビニ等  
でお支払いできます。

(Last Date at Convenience stores)

R 3年 8月 1日  
(Yr) (Mo) (D)

店舗日付印



電気料金のお支払いについてのお願い  
(最終通知:送電お断りのお知らせ)

下記「送電をお断りする日」の前日までにお支払いをお願いします。なお、お支払いがない場合には、不本意ながら送電をお断りさせていただくことになります。

電気番号(Customer Number)	42509- 1-1-4		
供給地点特定番号(S L No.)	10-0004-2509-0000-1140-0000		
ご使用場所住所(Address)	金武町字金武667 仲田店舗 102		
ご契約名義(Customer name)	仲里 全孝 様		
お支払いの ない料金	年月分 Month of Issue	金額 Amount of money	消費税等相当額(再掲) Consumption tax(Recite)
	R 3: 5	¥ 1,318	¥ 119
赤枠内が 送電お断り 対象料金		¥	¥
	合計	¥ 1,318	¥ 119

送電をお断りする日  
OFFERING CANCELLATION DATE

※上記の前日までにお支払いください。

※万が一、送電をお断りされた際、22時以降のお支払いについては、翌朝8時半以降の再送電手続きとなりますのでご注意ください。(裏面をご覧ください)

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

電気料

6月分

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号	画番号	家番号	枝	CD	店所 作業区	ご契約種別
42509	1	1	4	400	4164	2000 従量電灯

供給地点特定番号:10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	160 kWh	令和 3年 6月分	ご利用期間 5月12日~ 6月 9日 お支払期日 7月12日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	6月10日	翌月検針日	7月10日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	876.2	前回(取付)指示数	716.1	前月	前年同月
乗率	1	使用量	160	48	0
計器番号	Z268030	取替前使用量			

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,305 円
(再掲)	537 円

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-18円63銭	-12円31銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-1円86銭	-1円23銭	+3円36銭

沖縄電力株式会社

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様	電気番号	42509-	1-1-4
	ご契約種別	従量電灯	
	令和	3年	6月分

領収金額	4,305 円
料金	3,768 円
再エネ賦課金	537 円

[再掲]	消費税等相当額	391 円
	燃料費調整額	-297.63 円

ご使用量 160 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月12日	日付印 7月12日 21.6.16 金武インター前 ファミリーマート 収入印紙貼付欄
金融機関 取扱期限日	7月21日	
コンビニ等 取扱期限日	8月1日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店

切り取らずに金融機関、コンビニATM等へお出しください。

切り取らずに金融機関、コンビニATM等へお出しください。

7月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号		店所: 作業区	ご契約種別
面番号 42509	家番号 枝 CD 1 1 4	400 4164	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量 計	172 kWh	令和 3年 7月分	ご利用期間 8月10日~ 7月 9日 お支払期日 8月10日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
--------	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日		使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)	
	7月10日	8月11日				前月	前年同月
主	1048.1	876.2	172	2268030		160	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,773 円 (再掲 577 円)
-------------------	-----------------------

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 12円31銭	- 7円58銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 1円23銭	- 0円76銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年 7月分

領収金額	4,773 円
料金	4,188 円
再エネ賦課金	577 円

【再掲】  
消費税等相当額 433 円  
燃料費調整額 -211.57 円

ご使用量 172 kWh

\*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月10日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月20日	07258
コンビニ等 取扱期限日	8月30日	21.7.20
		石川 東山 仲里 全孝 様 うるま支店

沖縄電力株式会社  
うるま支店

切り取り時に金融機関等に提出してください。

切り取り時に金融機関等に提出してください。

売当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

電気料

8月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号			店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝 CD	400 4164	2000
42509	1 1 4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	190 kWh	令和 3年	ご利用期間	7月10日~ 8月10日
			8月分	お支払期日	9月10日

※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

主	今月検針日 8月11日			翌月検針日 9月10日			計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)	
	今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	前月			前年同月	
	1238.3	1048.1	1	190	Z268030	172	0			

ご請求金額 (再エネ賦課金)	5,422 円 (再掲 638 円)
-------------------	-----------------------

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円58銭	- 3円18銭	+33円60銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭	- 0円32銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (1P電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様  
電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年 8月分

徴収金額	5,422 円
料金	4,776 円
再エネ賦課金	638 円
延滞利息額	8 円

[再掲]	
消費税等相当額	492 円
燃料費調整額	-144.38 円

ご使用量 190 kWh

\*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月10日	日 附 印 21.9.10 石川 葉山 アサヒ
金額検閲 取扱期限日	9月17日	
コンビニ等 取扱期限日	9月30日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

事務所費

電気料

9月分

切り取り線は必ずお守りください。コンビニエンスストア等へお出しくたさい。

<b>電気ご使用量のお知らせ (検針票)</b> いつもご利用いただきありがとうございます。							
仲里 全孝 様 仲田店舗 102							
電気番号		店所		作業区		ご契約種別	
画番号	家番号	枝	CD			2000	
42509	1	1	4	400	4164	従量電灯	
供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000							
ご使用量		計		令和 3年		ご利用期間 8月11日~ 9月 9日	
		187 kWh		9月分		お支払期日 10月11日	
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります							
今月検針日		翌月検針日		ご参考使用量 (kWh)			
9月10日		10月11日		前月		前年同月	
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	190	0
主 1425.6	1238.3	1	187	Z28030			
ご請求金額		5,403 円					
(再エネ賦課金)		(再掲 628 円)					
燃料費調整単価				再エネ賦課金単価			
当月分		翌月分		当月分		翌月分	
0kWh~10kWh		- 3円16銭 + 1円26銭		+33円60銭		+33円60銭	
11kWh以上(1kWhにつき)		- 0円32銭 + 0円13銭		+ 3円36銭		+ 3円36銭	
沖縄電力株式会社				お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店 引越 0120-586-390 検針員			
※本票により集金員が収納することはありません。							

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様	
電気番号	42509- 1-1-4
ご契約種別	従量電灯
令和 3年 9月分	
領収金額	5,403 円
料金	4,775 円
再エネ賦課金	628 円
[再掲]	
消費税等相当額	491 円
燃料費調整額	-59.80 円
ご使用量	187 kWh

\*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(依頼人控)

支払期日	10月11日	印
金融機関	取扱い期限日	21.9.28
コンビニ等	取扱い期限日	10月31日
沖縄電力株式会社 うるま支店		一ツ原嘉 インター店 収入印紙貼付欄

9月 (1/2)  $5,403 \times 1/2 = 2,701$

充当額 2,701 円

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

事務所費

電気料  
10月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号  
画番号 家番号 枝 CD 店所 作業区 契約種別  
42509 1 1 4 400 4164 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	389 kWh	令和 3年 10月分	ご利用期間 9月10日~ 10月10日 お支払期日 11月10日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	--

今月検針日	10月11日	翌月検針日	11月10日
今回指示数	1814.8	前月(取付)指示数	1425.6
乗率	1	使用量	389
計器番号	Z268030	ご参考使用量(kWh)	187
前年同月		前年同月	0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	12,124 円 (再掲 1,307 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整準備	再エネ賦課金準備		
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 1円26銭	+ 7円89銭	+ 33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円13銭	+ 0円79銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7777  
常電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年10月分

領収金額	12,124 円
料金	10,817 円
再エネ賦課金	1,307 円

【再掲】  
消費税等相当額 1,102 円  
燃料費調整額 50.53 円

ご使用量 389 kWh

\*金額を訂正したものは捺印のないものは無効となります。(依頼人印)

支払期日	11月10日	72457 印
金融機関 取扱期日	11月10日	21.10.18
コンビニ等 取扱期日	11月30日	右川白浜

沖縄電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

10月 (1/2)  $12,124 \times 1/2 = 6,062$

充当額 6,062 円

充当割合:政務活動 以外が含まれるので案分

事務所費

電気料

11月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号	画番号	家番号	枝	CD	店所	作業区	契約種別
	42509	1	1	4	400	4164	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	918 kWh	令和 3年 11月分	ご利用期間 10月11日~11月9日 お支払期日 12月10日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日	11月10日	翌月検針日	12月10日
今月指示数	2732.3	前月(取付)指示数	1814.8
乗率	1	使用量	918 kWh
計器番号	268030	前月	389
前年同月	0		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	30,694 円 (再掲 3,084 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh	7円89銭 + 13円26銭 + 33円60銭 + 33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	0円79銭 + 1円33銭 + 3円36銭 + 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7771  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号	42509-1-1-4
ご契約種別	従量電灯
令和	3年11月分

領収金額	30,694 円
料金	27,610 円
再エネ賦課金	3,084 円

[再掲]  
消費税等相当額 2,780 円  
燃料費調整額 725.21 円

ご使用量 918 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月10日	日 附 印
金庫機因 取扱期限日	12月20日	21.11.16
コンビニ等 取扱期限日	12月30日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店  
収入印紙貼付欄

11月分 (1/2) で計算するも通常より多め (15,347 円) 前月と同額

充当 6,062 円



売当割合:政務活動のみ全額売当

事務所費

電気料

12月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号			店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝 CD			
42509	1 1 4		400	4164	2000 従量電灯

供給地点特定番号:10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	95 kWh	令和 3年 12月分	ご利用期間 11月10日~12月9日 お支払期日 1月11日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	--------	---------------	--

今月検針日 12月10日		翌月検針日 1月14日		使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	前月				前年同月	
2827.3	2732.3	1	95	Z68030	918	0		

ご請求金額 (再エネ賦課金)	2,798 円 (再掲 319 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+13円28銭	+19円57銭	+33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+1円33銭	+1円96銭	+3円36銭

沖縄電力株式会社

お問い合わせ先/コールセンター

料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777

停電・緊急 0120-586-705 うるま支店

引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年12月分

預収金額	2,798 円
料金	2,479 円
再エネ賦課金	319 円

[再掲]  
消費税等相当額 254 円  
燃料費調整額 126.31 円

ご使用量 95 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(ご依頼人控)

支払期日	1月11日	42737 印
金融機関 取扱期限日	1月21日	21.12.23
コンビニ等 取扱期限日	1月31日	21.12.23

沖縄電力株式会社  
うるま支店

切り取りずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取りせずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号				店所:作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD		
42509	1	1	4	400 4164	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	112 kWh	令和 4年 1月分	ご利用期間 12月10日~ 1月13日 お支払期日 2月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	-----------	---

今月検針日	1月14日	翌月検針日	2月10日
今回指示数	2939.2	前回(取付)指示数	2827.3
乗率	1	使用量	112
計器番号	2268030	取替前使用量	95
前月	95	前年同月	0

ご請求金額	3,338 円
(再エネ賦課金)	(再掲 378 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 19円57銭	+ 29円04銭	+ 33円60銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 1円96銭	+ 2円91銭	+ 3円36銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店  
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 4年 1月分

領収金額	3,338 円
料金	2,962 円
再エネ賦課金	378 円

【再掲】  
消費税等相当額 303 円  
燃料費調整額 219.49 円

ご使用量 112 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月14日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	2月24日	241169 22.2.08 コンビニ 収入印紙控付欄
コンビニ等 取扱期限日	3月 6日	

沖縄電力株式会社  
うるま支店

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

2月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票)

いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様

中田店舗 102

電気番号 42509-114  
 画番号 42509 家番号 114 枝 CD 400 店所 4164 作業区 2000 契約種別 従量電灯

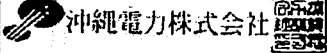
供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	272 kWh	令和 4年 2月分	ご利用期間 1月14日~ 2月9日 お支払期日 3月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量 (kWh)
今回指示数	前回(取付)指示数	今回指示数	前回(取付)指示数					前月 前年同月
3211.1	2939.2	3211.1	2939.2	1	272	Z268030		112 0

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,961 円 (所掲 913 円)
-------------------	-----------------------

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 29円04銭	+ 37円25銭	+ 33円60銭	+ 33円60銭
10kWh以上(1kWhにつき)	+ 2円91銭	+ 3円73銭	+ 3円36銭	+ 3円36銭



お問い合わせ先/コールセンター

料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777

停電・緊急 0120-586-705 うるま支店

引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509-114  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 4年 2月分

領収金額	8,961 円
料金	8,048 円
再エネ賦課金	913 円

[再掲]	
消費税等相当額	814 円
燃料費調整額	791.46 円

ご使用量 272 kWh

\*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月14日	日 期 印
金融機関 取扱期限日	3月24日	22,318
コンビニ等 取扱期限日	4月3日	インスター前

沖縄電力株式会社  
うるま支店

収入印紙貼付欄

切り取り線  
 コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取り線  
 コンビニエンスストア等へお出しください。

# 事務所概要申告票

議員名 仲里 全孝

## 1. 物件の所在

住所	金武町字金武667番地 仲田店舗 102
電話番号	098-968-5085

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借借契約先 [ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

仲里 全孝



貸借人

氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 仲里 全孝

1. 事務所の状況

住所	金武町字金武667番地
----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	100,000 円	家賃(月額)	100,000 円
その他	円	その他	円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

仲里 全孝





# 建物賃貸借契約書

## 契約期間

自 令和3年2月1日  
至 令和5年1月末日

物件名 仲田店舗

貸借人

仲里全孝

〒904-1201 沖縄県金武町字金武269-2

(株)大栄不動産

TEL (098) 968-2999



(公社)沖縄県宅地建物取引業協会

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 仲里全孝 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

名称	仲田店舗	1階 102号室
所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武867番地	
構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリートブロック造・軽量鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造その他( )/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/( )階建	
種類	事務所	新築年月 昭和63年9月22日
面積	115.70㎡	
附属施設		

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記述すること)

### 頭書(3) 契約期間

令和3年2月1日から 令和5年1月末日まで(2年間)

### 頭書(4) 賃料等

賃料	月額¥100,000円	共益費	月額	円
水道料金	月額¥2,000円	敷金	¥100,000円	
駐車場	月額	円		
家財保険料				
その他の条件	毎月末日までに翌月分			
賃料等の支払時期				
賃料等の支払方法	(1) 振込	金融機関名	支店名	預金
	(2) 自動振替	株式会社大栄不動産 代表取締役 宮野隆 使一		
の支払い方法	口座名義人	口座番号		
	区特番	特 先	株式会社 大栄不動産	

尚、振込み及び自動振替の都合に発生する金融機関の振込費用等は、乙の負担とする。



本契約の締結を証するため、本契約書を2作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。  
令和3年1月23日

甲・貸主	氏名	
	住所	
乙・借主	氏名	仲里 金彦 TEL 098 968-5685
	住所	金武町字印舎 2035番地
丙 連帯保証人	氏名	
	住所	
丙 連帯保証人	氏名	
	住所	
積戻額 合計月額 (家賃、共益費、水道料、駐車場料) の11ヵ月分		
氏名		
住所		
積戻額 合計月額 (家賃、共益費、水道料、駐車場料) の11ヵ月分		

主たる事務所		主たる事務所	
所在地・TEL	098-968-2899	所在地・TEL	
商号又は名称	株式会社 大衆不動産	商号又は名称	
代表者の氏名	代表取締役 重野 隆夫	代表者の氏名	
免許証番号	沖縄県知事(2)第 4234号	免許証番号	大臣( )第 号
免許年月日	平成28年09月14日	免許年月日	年 月 日
氏名		氏名	
登録番号	(沖縄県知事) 第 号	登録番号	( ) 第 号
業務に供する事務所所在地	株式会社 大衆不動産 沖縄県国頭郡金武町字金武 269番地の2 098-968-2999	業務に供する事務所所在地	事務所所在地 TEL

※国は誤印：※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。  
[空欄用印] 大衆不動産 (事務所) 2/10 '20.02

頭書(6) 借主宛連絡先

(氏名)	
緊急連絡先 (担当者)	(会社名・部署名)
(自宅) TEL	
(勤務先) TEL	
(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
管理業者	商号又は名称	株式会社大衆不動産
所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武269番地の2	TEL 098-968-2999
賃貸住宅管理業者登録商号	国土交通大臣( )第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	
	(貸主) 重野 隆夫	
	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。  
所有者 氏名  
住所

頭書(7) Zの義務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	氏名	
	住所	
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供 する保証	積戻額	合計月額 (家賃、共益費、水道料、駐車場料) の11ヵ月分
	家賃債務保証業者名	
<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供 する保証	主たる事務所	
	住所	
	家賃債務保証業者	国土交通省( )第 号
	登録番号	

頭書(8) 更新に関する事項

--

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。))について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。))を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となつた場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となつた場合
- 三 近隣同種の建物の賃料と比較し、賃料が不当となつた場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 賃料に課税される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があつた場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。))に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となつたときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 共益費に課税される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があつた場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の範囲)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができるが、乙は、頭書(8)の記載に従うものとする。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明け渡しまでに生じた本契約から生じるこの一切の債務を敷金から控除しなおし残額がある場合は、頭書(8)の記載に従うものとする。

合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。  
前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもつて当該債務の弁済に充てることができるが、乙は、頭書(8)の記載に従うものとする。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する借却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなおし残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないこととの連絡)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を承諾する。  
一 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。))ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 甲又は乙第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移築、改造若しくは修繕若しくは本物件の敷内における工作物の設置を行つてはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

5 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行つてはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、蓄電池その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬入すること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

入遷時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき

- 三 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
四 銀行取引の停止
五 破産手続きの開始
六 民事再生手続きの開始
七 会社更生手続きの開始
八 特別清算手続きの開始
九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の項約に反する事実が判明したとき
二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの権利)

第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、それが乙の責めに帰すべき事由によらなければ、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の割合を調整し、期間、賃料の減額に代替する方法その他の必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じたものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった部分において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これにより終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することのできない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した物件、設備等を撤去するものとする。

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な行動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を入り込ませること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の審判による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。乙は、この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を要しないときは、乙は自ら修繕をすることができ、この場合の修繕に要する費用は、第11項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は非公益の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず、当該期間内に当該契約を締結するものが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙は、本物件の明渡し時において、乙が設置した物件、設備等を撤去するものとする。

一 本物件を顕著(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の承認をするときは、甲及び物件の譲渡をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災により延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合において、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が真価額の減額と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金融債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 二 丙各の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する限度額を限度とする。
- 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
- 7 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る。
- イ 丙が破産手続開始決定を受けたとき
- ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞り金の概算、損害賠償額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に申し渡すものとする。

- ア 乙の財産及び取次の状況
- イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとならなければならない。
- 二 乙が前号の手続きをとならない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させざることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)又は、甲若しくは乙の責めに帰さない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(他議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意争議裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項については、頭書(8)記載のとおりとする。

お願い及び注意事項

(特約事項) 第28条

1. 本件建物の引渡しをする時、賃貸成立当時の現状に復すこと。又、賃借人が造作した一部または、全部について賃借人に対しての買取りの請求または、その他の名目の請求はできないものとする。賃借人は、造作について一切補償しない。造作撤去は許可しない。
2. 借主は退室時に敷金より、ハウスクリーニング代金をお支払いすること。又は、切れかけの電球、網戸張替え、及び室内の破損、汚損、タバコの臭い、ヤニでの変色した場合には修繕代金及び張替代金をお支払いすること。敷金で足りない場合には、その費用は賃借人にてお支払いとする。
3. 本物件のコンクリート壁には穴はあけないこと。
4. 賃貸借契約期間中の雨漏りの修繕費用は貸主の負担とする
5. 店舗前の敷地内、又は階段などでお客様の転倒又はその他事故がおきた場合には甲は一切責任を負わないこととする。尚、自然災害、地震などで当建物が倒壊し死亡者が出ても貸主は一切責任を負わないこと。
6. 入居期間中での白ありによる家財の被害、又は盗難、天災地震、火災等が発生しても甲は乙の家財に対して一切責任を負わないものとする。火災保険は必ず貴社で加入すること。(加入した際には証明書を提出すること。)
7. テレビアンテナは共同アンテナではない為に借主に於いて個人取付けとすること。
8. 駐車場は1台として、駐車場内での事故、盗難、天災地震、火災等が発生しても甲は一切責任を負わないものとする。
9. 本物件のペランダ内では喫煙をしてはならないこと。
10. 借主は退室時に取付けた番板を撤去して明渡しすること。

上記の特約条件を理解したうえで賃借人は記名捺印をする。

令和3年1月22日

賃借人

金武町字印基 1035番地

住所

氏名 仲電全彦

●解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前にお願いいたします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するということがあらかと存じます。その際は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時(引越)にともなう建物の明渡し及び精算

1. お預かりしております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始いたします。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては「入居時」に持込まれたもの(家財・物品等)をすべて精算するともに建物内外のゴミの後片づけ等をきちんとすませて下さい。以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求させていただきます。引越しにともなう「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

●簡主(入居者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるにについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。

なお、賃料を滞納したり、禁止事項(8条)、契約解除(12条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すものではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行程についても、連帯責任があります。

- 建物の受け渡し合計 本、鍵No. \_\_\_\_\_
- 電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ、  
 電気 …… 沖縄電力 …… 営業所 電話 \_\_\_\_\_  
 水道 …… \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
 ガス …… \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

●ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

- 燃えるゴミ 毎週 \_\_\_\_\_ 曜日(朝・夜)
- 燃えないゴミ 毎月・毎週 \_\_\_\_\_ 回 \_\_\_\_\_ 日の朝・夜

### 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
10/6	折りたたみ椅子(10脚)	53,900	全額	53,900
事務費充当合計		/	/	53,900

領 収 証

№ 008497

令和3年10月6日

仲里 金彦 殿

金額									
						9	5	0	900

但し折リ込に代金の代金として  
上記の金額正に領収致しました

入金内訳	
現金	✓
小切手	
手形	
振込	
相殺	
その他	
合計	



有限会社昭和事務機社

本社 〒904-1111 沖縄県うるま市石川東恩納1130-5  
TEL 098-965-0494 FAX 098-965-5160  
那覇支店 〒902-0074 沖縄県那覇市仲井真3-738  
TEL 098-987-4185 FAX 098-987-4186  
嘉手納支店 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納285  
TEL/FAX 098-956-5454



◎ 社印・扱者印のないものと並びに金額訂正をしたものは無効です